

国民年金保険料の前納割引制度について

保険料の前納制度とは

国民年金には、一定期間の保険料をあらかじめ納付できる仕組みがあります。これを保険料の前納制度といいます。

この保険料の前納制度には、現金払いによる前納と口座振替による前納、さらに口座振替の早割があります。

前納する保険料額は、現金による毎月納付の保険料額から年4分の複利原価法で割り引かれた額が、毎年の2月上旬に厚生労働省から告示されることになっています。

現金払いの前納

保険料の前納は、原則として、1年または半年間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または半年間を単位とせずに任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、保険料を前納することができます。この場合は、免除されていない保険料、たとえば4分の1免除であれば、免除を受けていない4分の3の保険料について、1年分、6カ月分、任意の月分から年度末までの分を前納することになります。

平成25年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、1万5040円×12月＝18万4800円になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると32000円の割引となり、18万4800円－32000円＝17万7280円となります。

また、6カ月分の保険料を現金払いで前納すると7300円の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6カ月分ずつ前納すると、18万4800円－7300円×2＝17万9020円となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月分の6カ月前納の申込みの締切日は、4月1日から4月30日までとなっています。

口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると現金払いでの前納の場合よりもさらに割引がされ、年間で3780円の割引となります。また、6カ月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は10300円×2＝20600円となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年前納および4月～9月分の6カ月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっていますので、注意が必要です。

口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より1カ月早く口座

座振替され、毎月の保険料が当月中に引落としされます。

口座振替の早割では、年間で6000円、月額で500円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過することにより、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第1号被保険者が第2号被保険者または第3号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されます。

なお、保険料の前納額の告示では、年度の途中で資格喪失する人についても、それぞれの資格喪失月に応じた前納額が示されています。



国民健康保険・後期高齢者医療

人間ドック受診助成制度のお知らせ

《国保人間ドックの対象者を35歳～74歳に拡充しました》

仙北市国民健康保険では、病気の早期発見・早期治療に役立てていたため、人間ドック受診の助成を実施しています。

また後期高齢者の人間ドック受診にも助成を実施しています。制度を活用して人間ドックを受診し、健康状態をチェックしましょう。

●対象者

《国保の人間ドック助成》

- 仙北市国民健康保険の被保険者で、年齢が当該年度で**35歳以上75歳未満**（後期高齢者医療対象者除く）の方
- 前年度までの国保税を完納されている方

《後期高齢者の人間ドック助成》

- 仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドック助成を受けていない方
- 前年度までの後期高齢者医療保険料を完納されている方

- 助成金額／どちらも1人2万円を限度とし、年度内で1回のみとします。
- 受診医療機関／市立角館総合病院、市立田沢湖病院、仙北組合総合病院

- 受診希望の方は、直接医療機関へ予約をしてから助成金の申請を行ってください。窓口で受診日の確認をします。
- 募集期間／平成25年4月1日～平成26年3月31日まで
- 持参するもの／国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

- 受付場所／仙北市役所各庁舎・各出張所の窓口
- ※申請をしないで受診し、費用を全額支払った場合でも年度内に申請すれば、助成を受けることができます。印鑑・領収書・金融機関の通帳を持参し、手続きをしてください。

- 問合せ／仙北市市民課
国民年金係 ☎(43) 3307

介 護

介護保険事務所からのお知らせ

65歳以上の方の介護保険料 介護保険料が年金から天引きされている皆さんへ

～特別徴収について～

- 特別徴収とは…年金の定期支払（年6回）の際、年金から介護保険料があらかじめ天引きされます。これを「特別徴収」といいます。平成25年度介護保険料の特別徴収が4月支給の年金から開始となります。4月・6月・8月を仮徴収、10月・12月・2月を本徴収といっています。
- 仮徴収とは…介護保険料は住民税の課税状況などによってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定するため、介護保険料の年額の確定は7月になります。そのため、7月に保険料が決まるまでの間は確定保険料での徴収ができませんので、前年度の年額をもとにした仮の保険料での徴収（天引き）となります。このことを仮徴収といっています。4月は2月と同じ額が天引きされます。

◆問合せ

- ・介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86) 3911
- ・仙北市長寿支援課 ☎(43) 2281
- ・仙北市包括支援センター ☎(43) 2283

